

○石巻市自主防災組織機能強化補助金交付要綱

平成24年 3 月30日告示第91号

改正

平成26年 4 月 1 日告示第117号

石巻市自主防災組織機能強化補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、自主防災組織の育成及び機能強化を促進するために、自主防災組織が行う防災資機材の購入、防災倉庫の設置、非常用食糧の購入、防災訓練の実施及び防災士養成講座の受講に対し、その費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、地域における防災力の向上並びに防災意識の高揚及び定着を図ることを目的とする。

2 補助金の交付については、石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱において「自主防災組織」とは、地域の防災活動を行うため、町内会又は区を単位として、地域住民が自主的に設置し、第 7 条ただし書に規定する自主防災組織設置報告書を市長に提出した組織をいう。

(補助対象団体)

第 3 条 補助金の交付の対象となる団体は、自主防災組織とする。

(補助金種別)

第 4 条 補助金の種別は、次のとおりとする。

- (1) 防災資機材購入費補助金
- (2) 防災倉庫設置費補助金
- (3) 食糧備蓄購入費補助金
- (4) 防災訓練費補助金
- (5) 防災士養成講座受講費補助金

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付対象となる経費は、補助金の種別ごとに次のとおりとする。

| 補助金種別         | 対象経費                                                                 |
|---------------|----------------------------------------------------------------------|
| 防災資機材購入費補助金   | 防災活動に必要な資機材の購入費                                                      |
| 防災倉庫設置費補助金    | 防災資機材等保管用防災倉庫の設置・購入費                                                 |
| 食糧備蓄購入費補助金    | 保存期間 5 年以上の非常食（ご飯（レトルト含む。））、アルファ化米、もち、パン、乾パン、ビスケット、その他の副食品）及び飲料水の購入費 |
| 防災訓練費補助金      | 防災訓練を実施するために必要な経費                                                    |
| 防災士養成講座受講費補助金 | 防災士養成講座の受講に要する経費（防災士養成講座受講料、防災士資格取得試験受験料及び防災士資格認証登録                  |

|  |    |
|--|----|
|  | 料) |
|--|----|

(補助金額等)

第6条 補助金種別ごとの補助金の額、申請時期、申請回数等は、次のとおりとする。ただし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 防災資機材購入費補助金

| 区分 | 世帯数            | 補助限度額    | 申請時期                                                              |
|----|----------------|----------|-------------------------------------------------------------------|
| A  | 100世帯未満        | 100,000円 | ア 初回購入時<br>イ 前回の交付から10年以上経過しているとき。<br>ウ 災害により資機材の流失や使用不能が認められるとき。 |
| B  | 100世帯以上400世帯未満 | 120,000円 |                                                                   |
| C  | 400世帯以上700世帯未満 | 130,000円 |                                                                   |
| D  | 700世帯以上        | 150,000円 |                                                                   |

(2) 防災倉庫設置費補助金

| 補助金額           | 補助限度額          | 申請回数 |
|----------------|----------------|------|
| 設置・購入費用の3分の2の額 | 1組織につき300,000円 | 1回限り |

(3) 食糧備蓄購入費補助金

| 補助金額        | 補助限度額              | 申請回数                              |
|-------------|--------------------|-----------------------------------|
| 購入費用の5分の4の額 | 組織の世帯数に1,500円を乗じた額 | ア 初回購入時<br>イ 前回の交付から4年以上経過しているとき。 |

(4) 防災訓練費補助金

| 補助金額        | 補助限度額          | 申請回数  |
|-------------|----------------|-------|
| 訓練に要した実費相当額 | 訓練1回につき20,000円 | 年1回限り |

(5) 防災士養成講座受講費補助金

| 補助金額                                                    | 申請回数         |
|---------------------------------------------------------|--------------|
| 防災士養成講座受講費用の全額(防災士養成講座受講料、防災士資格取得試験受験料及び防災士資格認証登録料に限る。) | 1組織につき年間2名まで |

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする自主防災組織(以下「申請者」という。)は、石巻市自主防災組織機能強化補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、初めて補助金を申請する場合は、自主防災組織設

置報告書（様式第2号）、自主防災組織防災規約及び自主防災組織防災計画書を併せて提出するものとする。

| 補助金種別         | 添付書類                                                          |
|---------------|---------------------------------------------------------------|
| 防災資機材購入費補助金   | (1) 防災資機材購入計画書（様式第3号）<br>(2) 見積書の写し                           |
| 防災倉庫設置費補助金    | (1) 防災倉庫設置計画書（様式第4号）<br>(2) 見積書の写し                            |
| 食糧備蓄購入費補助金    | (1) 食糧備蓄購入計画書（様式第5号）<br>(2) 購入しようとする非常用食糧等のカタログ<br>(3) 見積書の写し |
| 防災訓練費補助金      | (1) 防災訓練計画届出書（様式第6号）<br>(2) 防災訓練収支予算書（様式第7号）<br>(3) 見積書の写し    |
| 防災士養成講座受講費補助金 | (1) 防災士受講届出書（様式第8号）<br>(2) 防災士養成講座受講申込書の写し                    |

（補助金の交付決定）

第8条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、石巻市自主防災組織機能強化補助金交付決定通知書（様式第9号）又は石巻市自主防災組織機能強化補助金不交付決定通知書（様式第10号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による交付決定に当たり、必要があると認めるときは、指示又は条件を付することができる。

（事業計画変更等の申請）

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助対象者」という。）が、当該事業計画の内容を変更するときは、石巻市自主防災組織機能強化補助金変更申請書（様式第11号）に必要な書類を添えて、市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、石巻市自主防災組織機能強化補助金変更承認（不承認）通知書（様式第12号）により、申請者にその可否を通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助対象者は、補助対象事業が完了したときは、次に掲げる書類のほか、必要と認める書類を市長に提出しなければならない。

| 補助金種別       | 提出書類                              |
|-------------|-----------------------------------|
| 防災資機材購入費補助金 | (1) 実績報告書（様式第13号の1）<br>(2) 領収書の写し |

|               |                                                                         |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------|
|               | (3) 口座振替依頼書（様式第14号）                                                     |
| 防災倉庫設置費補助金    | (1) 実績報告書（様式第13号の2）<br>(2) 領収書の写し<br>(3) 口座振替依頼書（様式第14号）                |
| 食糧備蓄購入費補助金    | (1) 実績報告書（様式第13号の3）<br>(2) 領収書の写し<br>(3) 口座振替依頼書（様式第14号）                |
| 防災訓練費補助金      | (1) 実績報告書（様式第13号の4）<br>(2) 領収書の写し<br>(3) 口座振替依頼書（様式第14号）                |
| 防災士養成講座受講費補助金 | (1) 実績報告書（様式第13号の5）<br>(2) 修了証書の写し<br>(3) 払込票の写し<br>(4) 口座振替依頼書（様式第14号） |

（補助金の額の確定及び交付）

第11条 市長は、前条の報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、石巻市自主防災組織機能強化補助金確定通知書（様式第15号）により、申請者に通知するものとする。

2 補助金は、前項の通知後に交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し）

第12条 市長は、補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 詐欺その他不正な手段により交付決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合であって、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

（石巻市自主防災組織育成補助金交付要綱の廃止）

2 石巻市自主防災組織育成補助金交付要綱（平成17年石巻市告示第123号）は、廃止する。

附 則（平成26年4月1日告示第117号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 7 条関係）  
様式第 2 号（第 7 条関係）  
様式第 3 号（第 7 条関係）  
様式第 4 号（第 7 条関係）  
様式第 5 号（第 7 条関係）  
様式第 6 号（第 7 条関係）  
様式第 7 号（第 7 条関係）  
様式第 8 号（第 7 条関係）  
様式第 9 号（第 8 条関係）  
様式第 10 号（第 8 条関係）  
様式第 11 号（第 9 条関係）  
様式第 12 号（第 9 条関係）  
様式第 13 号の 1（第 10 条関係）  
様式第 13 号の 2（第 10 条関係）  
様式第 13 号の 3（第 10 条関係）  
様式第 13 号の 4（第 10 条関係）  
様式第 13 号の 5（第 10 条関係）  
様式第 14 号（第 10 条関係）  
様式第 15 号（第 11 条関係）